

## 第1号様式

## 主要事業の進行状況報告書

令和5年3月31日

85	建設局	都道のバリアフリー化					
事業概要	<p>高齢者や障害者など、誰もが安全で円滑に移動できる環境を確保するため、歩道の段差解消や勾配改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、道路のバリアフリー化に取り組んでいる。</p> <p>都道においては、平成28年3月に策定した「東京都道路バリアフリー推進計画」に基づく路線と、令和元年7月に追加指定された特定道路において、道路のバリアフリー化を進めている。また、令和4年5月に策定した「都道における既設道路橋のバリアフリー化に関する整備方針」にて「優先的に整備を検討する橋梁」に6橋を選定した。</p> <p>さらに、道路のバリアフリー化を東京2020大会のレガシーとして次世代に引き継ぐため、主要な駅と公共施設、福祉施設などを結ぶ特定道路において、国や区市等と連携した面的なバリアフリー化を推進している。</p>						
	<p>平成27年度 特定道路※1及び想定特定道路※2の整備完了（都道327km）</p> <p>※1：生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したもの</p> <p>※2：将来、特定道路に指定されることが想定される道路</p> <p>平成28年3月 「東京都道路バリアフリー推進計画」策定（都道180km）</p> <p>平成29年度 競技会場周辺等の区市道のバリアフリー化を対象とした補助制度創設</p> <p>令和元年7月 国が特定道路として都道約150kmを追加指定</p> <p>令和2年度 特定道路に指定された区市町村道を対象とした補助制度創設</p> <p>令和4年5月 「都道における既設道路橋のバリアフリー化に関する整備方針」策定</p>						
これまでの経過	<p>○令和4年度事業</p> <p><b>(1) 「東京都道路バリアフリー推進計画」に基づく整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要地方道 東京大師横浜線 産業道路（大田区羽田1丁目～羽田二丁目） 他7か所 計 約3km</li> </ul> <p><b>(2) 特定道路に指定された都道の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特例都道 秋葉原雑司ヶ谷線 不忍通り（文京区大塚五丁目） 他3か所 計 約1km</li> </ul> <p><b>(3) 区市町村道の特定道路における区市等へのバリアフリー化補助</b> 5区</p>						
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき、これまで進めてきた競技大会会場や観光施設周辺等の都道約90kmの整備に引き続き、駅や官公庁、福祉施設などを結ぶ都道約90kmを令和6年度までに完了させる。</li> <li>・既設道路橋バリアフリー化の「優先的に整備を検討する橋梁」について、検討調整が整い次第、地元自治体等と連携して、順次整備を進めていく</li> <li>・道路の面的なバリアフリー化を推進するため、都道における特定道路のバリアフリー化を進めるとともに、補助制度を活用し、区市道等の特定道路の整備を促進する。</li> </ul>						
問合せ先		建設局 道路管理部 安全施設課	電話	03-5320-5302			